（一）　（明治廿一年五月九日第二種郵便物認可）　昭和十五年九月二十六日（木曜日）　臺灣日日新報／夕刊　第一万四千五百六十三號　（一）

# 臺灣昌新民幸 夕刊

九月二十五日
作業局 人行政長官
臺灣日日新報社 所行發

# 新秩序建設への樞軸の準備完了

英とは絶對妥協しない　獨の代辯者言明

【ベルリン二十四日發同盟】リツベントロップ獨外相に歡迎しローマ會談に列席した國スポークスマンは今次會談内容に關し二十四日次の如く言明した

ローマ會談では英國を孤立させるに最も有効な方法を討議した英國側では現狀の全面的變革を提案したが獨伊側の態度は極めて明瞭であつて英國の提案は全然問題にならなかつた

英國とは絶對に妥協による和平を行ふ意嚮は毫もない、今次會談の結果は英國の孤立化を一層深刻ならしめるであらう

獨伊兩國は英國の孤立化を目的として英國に對する最後的な壓迫を加へるであらう

# 劍橋大學を爆撃

【ベルリン二十四日發同盟】獨空軍は二十四日發表

一、二十三日英國空軍は獨伊グループの國境に反覆攻撃を試みその間獨に反り英空軍と戰闘を交へたが何れも我方の勝利に歸した

二、二十三日夜我爆撃機隊はロンドン空港、軍需品製造所を爆撃したその他のミルツオール、インフイアの獨ドツク、グオクス、ホール附近及びハイドパークに對しても爆撃を行つた

【ロンドン二十四日發同盟】英空軍省發表

一、英空軍は二十三日ハイデルベルヒ大學を爆撃したのであるが獨空軍は二十三日夜ロンドン及び東南イングランド各地を爆撃し來つたがその主目標はロンドンにあり、他の地點に於ける個々の爆撃を投じたに過ぎない、獨一個空機を撃墜したにはロンドン地區一帶を飛來し、これがため數名及び工場數箇が破壊され若干の死傷者を出しイングランド東南部でも數箇所が破壊され死傷

# 獨空襲の被害

【ロンドン二十四日發同盟】英空軍省發表

獨空軍は二十三日夜ロンドン及び東南イングランド各地を爆撃し來つたがその主目標はロンドンにあり、他の地點に於ける個々の爆撃を投じたに過ぎない、獨一個空機を撃墜したにはロンドン地區一帶を飛來し、これがため數名及び工場數箇が破壊され若干の死傷者を出しイングランド東南部でも數箇所が破壊され死傷

# 松岡外相が參內

【東京二十五日發同盟】松岡外相は二十五日午前十時十五分宮中に參內天皇陛下に謁見申上げ、歐洲大戰の推移を奏上し、勝ち抜く決意を御上聞に達した

# 中央本部の人選
## あす迄には内定

【東京二十五日發同盟】大政翼賛會本部の總務、組織、宣傳の人選は愈〻三日迄には内定を見る模様である、尚ほ三日迄には總務の人選に入らせてをき乍ら實は二日の總務會に附議する迄もなく、二十四日の總務會に附議決定するに止らざるかつた、尚ほ二日後大體の發表をなす

【東京二十五日發同盟】大政翼賛會本部の總務、組織、宣傳の人選は愈〻三日迄には内定を見る模様である、尚ほ三日迄には總務の人選に入らせてをき乍ら實は二日の總務會に附議決定するに止らざるかつた、尚ほ二日後大體の發表をなす

へたので有馬副總裁は二十五日午後總裁官邸に總裁を訪ひ辭意を表明し最後的決意を促したが、總裁は「辭めるなら一緒にともつた、若し辭めないで貰ひたいの二點を述べられ、總裁は「辭めるなら一緒にともつた、若し辭めないで貰ひたいの二點を述べられ、總裁は「辭めるなら一緒にともつた、若し辭めないで貰ひたいの二點を述べられ

# 參政官制度創設

【東京二十四日發同盟】大政翼賛會中央本部の人選は近衛首相、有馬副總裁竝に平沼總裁顧問を中心に進められて居るが、參政官は内閣と議會との間に介在して兩者の連絡に當るべき重大な職務を有し、單なる名譽職ではなく、從つて人選に當つては慎重を期する必要があるので、内閣參事官の人選と共に今暫く日數を要する模様である

# 佛領印度支那畫報

【上】は總督官邸【下】はドソンの渡渡

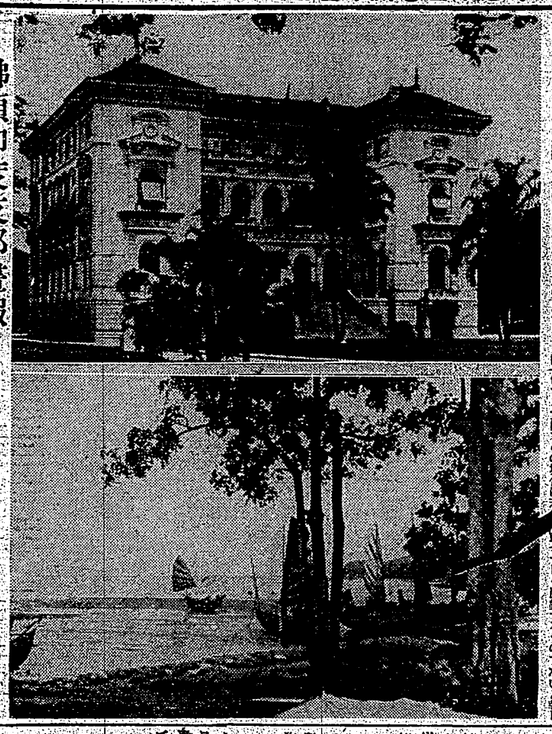

# 佛領印度支那東北部の略圖

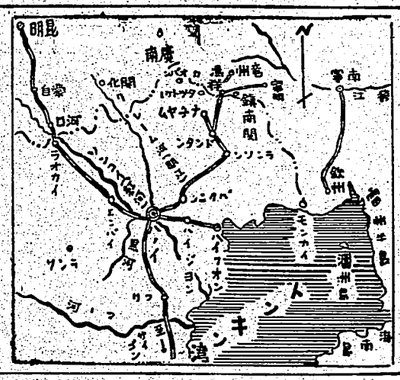
明見
南寧
南江
白河
ラオカイ
鎮南關
ランソン
ハイフォン
ハノイ
ナムディン
ソンコイ
ヴィンイエン
トゥエンクアン
ライチャウ
ディエンビエンフー
化關
ソンラ
ムオンテ
ムオンヌン
ムオンセン
ムオンカー
ムオンラー
ムオンタイ
ムオンタイ
ムオンタイ

# 日本軍に寄せる
## 敬慕の念の現はれ
### 國境都市ドンダン風景

消えた御出征将士のために

皇軍の　手に依つて広東攻略の戰跡の前に大きく浮かび上つた無数の國旗行列ドンダンは安南最有の國際都市トンダンは安南人の「皇軍」と佛印軍に対する敬慕と感謝とで埋まつた　月二日夜の祝賀大会場は安南人の熱狂と感激の渦巻く中に幕を開いた

尺八の　音が流れて来た、歌と踊と輝く○○旗行列の波、安南人の「皇軍」と「佛印軍」に対する敬慕と感謝とで埋まつた　月二日夜の祝賀大会場は安南人の熱狂と感激の渦巻く中に幕を開いた

【北部佛印○○前線にて二十四日同盟特派員發】佛印進駐軍の一部として二十四日午前八時ハノイ飛行場を出發した我が陸軍部隊は、何等の抵抗も受けず、佛印軍の不戰協定に基づき平和裡に我が兵力を北部佛印の要地に集中した

## 佛印進駐第一歩に
## 森田重信少尉戰死
### 不祥事件最初の犠牲となる

【北部佛印○○前線にて二十四日同盟特派員發】佛印進駐軍の一部として二十四日午前八時ハノイ飛行場を出發した我が陸軍部隊は、何等の抵抗も受けず、佛印軍の不戰協定に基づき平和裡に我が兵力を北部佛印の要地に集中した

## 市制布かれて廿年
### 臺北で來月一日に種々の記念行事
### 時節柄自肅の催し物

## 歸還兵の作品
## 會場に光る
### 二千六百年奉祝展の彫刻

## 鮮魚、野菜の値下げ
## 愈よ來月一日から
### 法外な商人には大鐵槌

## 常に生命を
### 獨逸の落下傘部隊員の心掛け

## 到る處で日本歌謠
### 泰國に溢れる親日調

## 日泰學院を創設
### 兩國間の親密を深める

## 前線の白衣の天使に
### 眞心こめたる慰問袋
愛婦臺北州支部から贈物

## 夜空が美しくなる
### 大空を
### のぼせ、めぐぴに惱み

## 潮汕訪日視察團着北
### 市内各方面に挨拶廻り

## 市營住宅四百五十戸
### 臺北市會で建築案を審議

## 日本歌謠に
### 泰國に溢れる親日調

## 日泰學院を創設
### 兩國間の親密を深める

## 常に生命を
### 獨逸の落下傘部隊員の心掛け

## 前線の白衣の天使に
### 眞心こめたる慰問袋
愛婦臺北州支部から贈物

## 夜空が美しくなる
### 大空を
### のぼせ、めぐぴに惱み


特約店募集
定期航空
クラブ名刺
ゴールデン
6球・スーパー
6R-75型
家用常備良薬
萬人油
生活の新體制
やせる
明發新の科人婦
丸神美
臺日案内
臺灣日日新報

# 窓口論爭の一掃は 先づ局員の親切から

## 公衆の遞信規則遵守も肝要

村上景介

船便の窓口で局員と公衆とが口論してゐることがよく見受けられる郵便局は不親切だといふ攻撃が方々から聞かれるが、そこで逓信省山田次官は全國の郵便局長に對し「窓口の紛爭は絶對にしないやうに」と通牒を發したが、これについて郵便局當局からの公衆への希望を聞いて見ました

×

郵便局として出來得る限り迅速に取扱ふことは勿論ですが、公衆への協力を求めることもまた必要であります

×

郵便の取扱ひ多い際局としては小包郵便に關する限り、外國向け郵便として内地の小包は内容を檢査しますので、内容品が明瞭に分かるやうに荷造りをすることにしてあますがこの點を一般公衆に了解して戴きたいと思ひます

×

郵便局としては小包郵便に關する限り、外國向け郵便として内地の小包は内容を檢査しますので、内容品が明瞭に分かるやうに荷造りをすることにしてあますがこの點を一般公衆に了解して戴きたいと思ひます

×

郵便の取扱ひ多い際

# 星そら (157)

……上原上映題材……

井伏鱒二

岡田貫三郎

## 一

岳麓風景（九）

佐野はもう待ちきれなくなった。彼は土間を出て表の入口の前を行ったり来たりした。土間の入口にあるバスの時間表を見ると、バスは甲府行きも吉田行きも彼もう一度しかないのである。

佐野は二度も見て表をかえた。

「大隈旅館……どうするですか……」

彼は二度の扉のかげから顔を出した。

まだどうしようかをして、しかし容易なことを云よのである。

「せっかちだね、君は……そんなに急がなくたっていいだろうと、にかく二度にかかって来たどうだ」

「では先生、今度ここに泊まりますか……」

「嫌は、どうもそういていいよでも、君はせっかく来たんだものついでに泊って行ったらどうだ。夜は佛法僧が啼くといいから。月夜の晩には、向こうの湖で魚を突きつづけるうだろ。きっとチオつできくよりも、感激な晩にだろうちやないか……」

いかにもきれどこに見えるように、観湖のいいことを云うのである。

佐野はそれだどころではなかった

「でも先生、電車が今夜よろしくてるといいですから……」

「電車なんか、何とか都合つくてらう。今晩は、きっと月夜だ。しかし、もし雨が降りだしたら、鄭に大入道の姿がうつるぞ。

彼女たち、さういう風物にあこがれて来たんだよ。とにかく、二度にあがって来なさい」

大隈は窓から首を引込めた。おそらく彼女の後の首尾について、手早く加奈女と打ち合せをするためたものにちがひない。彼女は二度のうちに、もうバスに間に合はないんだものの……」

彼女は佐野を手招きした。

「ね、あがっていらっしゃいな。これがあるの……」

さう云って、電話よく振をして彼女自身の姿を指差して見せた。

## 新興繊維

### 古疊も織物に

ス・フより暖い蒲の衣服

商工省技師　岸武八氏談

繊維、燃料への踊りがたい窓店は、何とかしてそれに近い繊維を見出そうとの努力となり、そくさくあらはれる新繊維は既に多くなつたものだけでも、三百種以上ある。この中には新しいものもあり、又今までの用途に使はれてゐたものもあります。既べば紙にしても、ゐの様も此の頃とは右の様

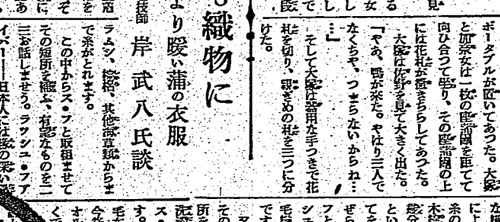

の種類も殖えます、ス・フと振紡しますと繊維にかはります。例へば木綿にス・フより混ぜた糸は、ス・フより強力も大きいので、この糸はこの織物にも使はれます。又ス・フより強力も大きいので、この糸はこの織物にも使はれます。又ス・フより強力も大きいので、この糸はこの織物にも使はれます。又

（官二廟）　（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十五年九月二十六日（木曜日）　臺灣日日新報　第一萬四千五百六十三號　A　（一）

# 臺灣新報

本日夕刊共二十頁
作新日日　社日新日
地番弐州目十字路北
社報新日日　所新

## 陸軍關係第廿一回戰病死者論功行賞

### 光榮に輝く一萬二千六百二名

【東京二十六日發同盟】長きを語りでは支那事變第廿五回（戰病死者第廿一回）戰病死者論功行賞は二十六日午前零時陸軍省發表により發表された。今回の戰病死者は昭和十二年七月廿六日より去る四月廿九日迄の期間に於ける北支、中支、南支、南部佛印、海南島方面の戰地に於ける戰病死者を主として山西省北部、漢口附近及その以北地區、南支廣東附近、海南島、南部佛印等の戰地に於ける戰病死者を總計一萬二千六百二名である。その內譯は將校七百卅一名、下士官、兵一萬一千八百七十一名で合計一萬二千六百二名となつてゐる。その內八柱が將以下百十七名に對しては特に二階級進級の恩典に浴した。

【東京二十六日發同盟】陸軍省は二十六日午後一時より陸軍省記者團に對し支那事變第廿一回戰病死者に對する論功行賞に關し發表した。今回の戰病死者は昭和十二年七月廿六日以降本年四月廿九日迄の期間に於ける北支、中支、南支、南部佛印、海南島方面の戰地に於ける戰病死者を總計一萬二千六百二名である。その內譯は將校七百卅一名、下士官、兵一萬一千八百七十一名で合計一萬二千六百二名となつてゐる。尚今回の戰病死者中八柱が將以下百十七名に對しては特に二階級進級の恩典に浴した。

## 陸軍省發表

（一）此の男子が戰場の華と散つた

一、人員

戰死者　七千二百四十六名
病死者　五千三百五十六名
計　一萬二千六百二名

二、期間

戰死者　昭和十五年四月下旬迄
病死者　昭和十五年四月下旬迄

三、地域

支那、佛領印度支那國境の各一

四、殊勳甲優賞者

殊勳甲（五十七名）

◇人事

◇一級行賞（佐官以上）

# 海防よりも進駐を切望

## 協定の圓滿實施を

## 米穀國家管理數量 內定 合計三千六百萬石

## 若干部隊が上陸開始

## 日佛協定成立を佛印は大歡迎

### 東亞共榮圈に參加—と

## 東條陸相參內

## 建川大使と三公使 昨日宮中に參內

## 雲南の敵防衛陣容

### 司令長官に何應欽

## 新四軍根據地一掃

### 三河作戰綜合戰果

## 佛、對英宣戰か

## 最後的協議

### 外米移入に關し 米穀管理斷行に伴ひ

## 生粹の蘭印人を 蘭印代表に追加

## 英に正式抗議

## 蘭印の空軍強化

吉岡彌生先生推薦・選定の秋の白請洋裝百種
婦人の美な洋裝は銃後女性の恥です！
女として生活に相ざしい美しさを發揮する自請の秋に是非澁て頂きたい洋裝集
◇◇◇

# 西半球の防衛に汎米諸國が結束

## ハヴァナ條約批准案　米上院で可決

ワシントン二十四日發同盟】廿四日米國上院外交委員會は廿五日より開かるる第八回汎米會議に提出されたハヴァナ條約批准案を審議の結果二對一で可決したが同條約は西半球における戰時諸國の態度を規定せんとするものにしてこれを批准するにはこれを提出した國務長官ハル國務長官は上院外交委員會に出席して同條約の可決を勸告するにつき同條約の内容を説明し廿五日米國上院に於ても可決されるものと見られている

## 背水の陣への好機

物價騰貴のため金融において壓迫を蒙しめつつあるが、歐洲においては英佛を中心とする連合國側において優勢であり、殊に英國の經濟的抵抗力は非常に強大であるから、獨逸は勿論英國においても長期の戰爭を覺悟して居るものの如く、英國の戰時經濟は愈々本格的に動員されつつあり、英國の戰時經濟は愈々本格的に動員されつつあり、英國の戰時經濟は愈々本格的に動員されつつあり

# 新經濟體制下の商工會議所機構改革案

【臺北電話】商工會議所に關する勅令改正案は、商工會議所に於ける部門別委員會の設置、商工會議所の會頭副會頭及評議員の選舉に關する事項、商工會議所の經費に關する事項、商工會議所の解散に關する事項、其の他商工會議所に關し必要なる事項を勅令を以て規定せんとするもので、其の内容は左の如きものである

一、商工會議所の目的を擴大して從來の商工業の發達改善の外新經濟體制に適應する商工業の指導統制に關する事項をも包含せしむること

二、商工會議所に部門別委員會を設置し、之を以て商工會議所の諮問機關とすること

三、會頭副會頭及評議員の選舉は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四、會頭副會頭及評議員の任期は從來の二年を三年に改めること

五、會頭副會頭及評議員の選舉は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六、會頭副會頭及評議員の任期は從來の二年を三年に改めること

七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

三十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

四十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

五十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

六十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

七十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

八十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

九十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百二十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百三十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百四十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百五十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百六十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百七十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百八十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

百九十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十七、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十八、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百二十九、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十一、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十二、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十三、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十四、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十五、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する選舉人會に於て選舉することを得ること

二百三十六、會頭副會頭及評議員の解職は從來の選舉人會に於て選舉する外、官廳の指定する者を以て組織する

# 牡丹崩れず（206）

竹田敏彦作
岩田專太郎畫

### 揚子江夜話（一）

早春の日も、暮く傾いて、ぼやと霞へた江上の風景にも春と待ちたい夕暗が訪れそめた。

そこは分厚い窓に閉ざされた、昼間もない地下の室の穴底で、而も仕切つた小さな檢疫官の室から、非れゆく揚子江の水面がわづかに眺められるだけだつた。

「意外！　何うしようといふんだ……」

先刻から、この穴底の薄暗い中に、まるで野獣でも放り込まれたやうに監禁されてゐる一人の男があつた。それは、先刻揚子ホテルで、超大物の手に渡つた會社方面筆頭の主、新中國日報記者牧山英二だつたのだ。

牧山英二は、何故ここにゐるのか——それには彼のその後の過去について、いささか說明しなければならない。

英二には、あの時はしなくも、夜の暗黑内で、野王に出會ひ、百萬の脅威と我彼の消息不明を知つた時から、勝に流れ、勝に流されて、遂り遂もない冒險的な旅客を、せめて別個の姿である石部署の捜査に振り向け、自ら背いた友への不信を償はん、且つはそれによつて野王の心をも慰め、過去の一切を贖はうと決心し、早速消息に當つたのであるが、何處の邦人收容所へ回しても石部の消息はわからなかつたそこで、彼は最期の捜査を終決さうした捜査には殺も恐れぬ八方美人をもつて、聞部の後援と言ひ、これてゐる新中國日報の記者になつたといふ、八方捜査に歩いてゐるうちに、第里署工作の中心地點であるこの都市に充ち溢れの風が、勿ち英二の心を訓化して、彼もまた、敵愾心を燃し、民族意の礎石とならうといふ、激しい檢舉と勇猛心を發揮し、前線部隊の一員として、あらゆる努力を傾て活躍した。

そして、今度の談話でさへ英二の強い意の檢察力を認めて彼を利用するにさへ至つたのだ。

彼は、もう二時間も前から、明日の大典を前つて入り込む重慶の檢察官の求人に各方の檢察を拂つてゐたのであるが、今日の談話の檢察官は、ヂヤーナリスト・ラムの檢察官であつた。

ラムは、先刻揚子ホテルで、超大物の手に渡つた會社方面筆頭の主、新中國日報記者牧山英二をつたのだ。

牧山英二は、何故ここにゐるのか——

それには彼のその後の過去について、いささか說明しなければならない。

英二には、あの時はしなくも、夜の暗黑内で、野王に出會ひ、百萬の脅威と我彼の消息不明を知つた時から、勝に流れ、勝に流されて、遂り遂もない冒險的な旅客を、せめて別個の姿である石部署の捜査に振り向け、自ら背いた友への不信を償はん、且つはそれによつて野王の心をも慰め、過去の一切を贖はうと決心し、早速消息に當つたのであるが、何處の邦人收容所へ回しても石部の消息はわからなかつたそこで、彼は最期の捜査を終決さうした捜査には殺も恐れぬ八方美人をもつて、聞部の後援と言ひ、これてゐる新中國日報の記者になつたといふ、八方捜査に歩いてゐるうちに、第里署工作の中心地點であるこの都市に充ち溢れの風が、勿ち英二の心を訓化して、彼もまた、敵愾心を燃し、民族意の礎石とならうといふ、激しい檢舉と勇猛心を發揮し、前線部隊の一員として、あらゆる努力を傾て活躍した。

そして、今度の談話でさへ英二の強い意の檢察力を認めて彼を利用するにさへ至つたのだ。

彼は、もう二時間も前から、明日の大典を前つて入り込む重慶の檢察官の求人に各方の檢察を拂つてゐたのであるが、今日の談話の檢察官は、ヂヤーナリスト・ラムの檢察官であつた。

ラムは、先刻揚子ホテルで、超大物の手に渡つた會社方面筆頭の主、新中國日報記者牧山英二をつたのだ。

牧山英二は、何故ここにゐるのか——

それには彼のその後の過去について、いささか說明しなければならない。

英二には、あの時はしなくも、夜の暗黑内で、野王に出會ひ、百萬の脅威と我彼の消息不明を知つた時から、勝に流れ、勝に流されて、遂り遂もない冒險的な旅客を、せめて別個の姿である石部署の捜査に振り向け、自ら背いた友への不信を償はん、且つはそれによつて野王の心をも慰め、過去の一切を贖はうと決心し、早速消息に當つたのであるが、何處の邦人收容所へ回しても石部の消息はわからなかつたそこで、彼は最期の捜査を終決さうした捜査には殺も恐れぬ八方美人をもつて、聞部の後援と言ひ、これてゐる新中國日報の記者になつたといふ、八方捜査に歩いてゐるうちに、第里署工作の中心地點であるこの都市に充ち溢れの風が、勿ち英二の心を訓化して、彼もまた、敵愾心を燃し、民族意の礎石とならうといふ、激しい檢舉と勇猛心を發揮し、前線部隊の一員として、あらゆる努力を傾て活躍した。

そして、今度の談話でさへ英二の強い意の檢察力を認めて彼を利用するにさへ至つたのだ。

圖

# 趣味の東西（下）

平田禿木

久しく西歐の文學にひたつて、遠くその郷土をも訪れ、古い傳統の跡を尋ねて、くまぐまで旅のたのも、新鮮は我が文化、我が藝術をそこに探してゐたのではあるまいか、彼等を惱の參觀であつた。

# 臺日文合地綜合版

## 兵隊さんのお蔭です
### 小國民赤誠の慰問袋

【臺南電話】前時局に際し銃後の小國民の赤誠美談――私共が何時も樂しく暮してゆけるのも全く兵隊さんのお蔭です、私共は出來る限りお國の爲に盡して兵隊さんに感謝しなければなりません、と常に先生から聞かされてゐる臺南州下の小國民は、今回の支那事變に際し、擧國一致の銃後强化運動の一環として、出征將士に贈る慰問袋の贈呈に關しても、各學校兒童は、それぞれ趣向を凝らして、出征將士に對する感謝の赤誠を披瀝してゐるが、中でも臺南第一高女の生徒が、出征將士に贈る慰問袋の贈呈に關しては、特に全校生徒が一丸となつて、その準備に當つたが、その贈呈方法に關しても、單に慰問袋を贈るだけでは、眞の感謝の意を表したことにならないとの意見から、贈呈式當日は、全校生徒が、校庭に整列して、贈呈者代表が、一人一人慰問袋を手渡しすることとなつたが

# 銃後の精動版

## 宣蘭農林校

## 夏季流汗鍛錬

### 四甲の水田を區劃整理

農繁期に三年生を過ぎ第一學期には農繁と絡んで實に心勞力、東部新興作物の大事に當面しなければならぬ、農繁に安閑と夏休を送る事は無いと思ふ時、農中休暇であるとて安逸を貪ることは農繁出來ない、殊に農繁生徒には二日と雖も農繁を與へず又は農繁を缺如せしめてはならぬ事は言はれない、今回同校では農繁期手に水田約四千坪を耕作する作業から佳人れ此水田は農繁生徒が從來より耕作して來つた圃場上土地區劃整理を施行して新しく作業を實施する事に決したので、之が區劃整理作業を今回生徒の實習として新しく耕作することゝした

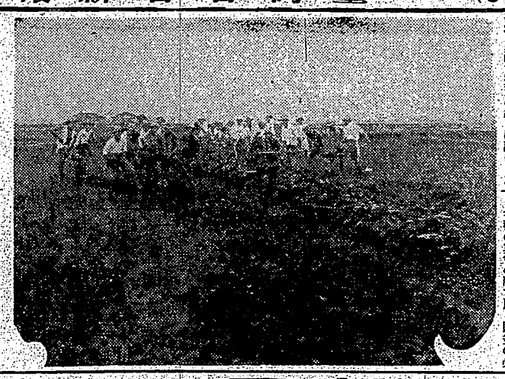

○―○

農繁生徒五百餘名を四班に分ち七月十一日より八月三十日迄を把

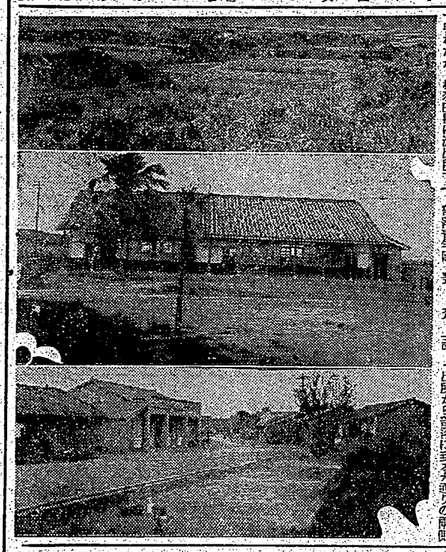

## 貯金はお國のため

### キヌラン社頭目が初預金

高雄州警察部下キヌラン社の頭目カラバヤン・アカナオ三名が國語の夜間講習所に出席して各種の講習の席で聞く貯金の必要を痛感した結果、貯金する事が國家の爲めとなり延ては自己の爲めとなるのであるから、今後は一層貯金に努力すると共に、今迄の心得違ひを改めて大いに利子をもうけなければならぬと語り合ひ、先づ手始めとして各自一圓宛を出し合ひ、之を元金として貯金する事に決し、同社の頭目カラバヤン・アカナオ氏が第一番に貯金することゝなつた

## ラヂオ

【六・〇〇】國語講座（再）　【六・二〇】ニュース　【六・三〇】ラヂオ體操（第一）　【六・四〇】ニュース　【六・五〇】ラヂオ體操（第二）　【七・〇〇】朝の音樂（レコード）　【七・一〇】朝の體操（ラヂオ體操）　【七・二〇】朝の音樂（レコード）　【七・三〇】ニュース　【七・四〇】家庭婦人（第一回）　【八・〇〇】ニュース　【八・一〇】ラヂオ體操（第一）　【八・二〇】ラヂオ體操（第二）　【八・三〇】ニュース　【八・四〇】ラヂオ體操（第一）　【八・五〇】ラヂオ體操（第二）　【九・〇〇】ニュース　【九・一〇】ニュース　【九・二〇】ラヂオ體操（第一）　【九・三〇】ラヂオ體操（第二）　【九・四〇】ニュース　【九・五〇】ラヂオ體操（第一）　【十・〇〇】ニュース　【十・一〇】ラヂオ體操（第二）　【十・二〇】ニュース　【十・三〇】ニュース　【十・四〇】ニュース　【十・五〇】ニュース　【十一・〇〇】ニュース　【十一・一〇】ニュース　【十一・二〇】ニュース　【十一・三〇】ニュース　【十一・四〇】ニュース　【十一・五〇】ニュース　【十二・〇〇】ニュース　【十二・一〇】ニュース　【十二・二〇】ニュース　【十二・三〇】ニュース　【十二・四〇】ニュース　【十二・五〇】ニュース

午　【一・〇〇】ニュース　【一・一〇】ニュース　【一・二〇】ニュース　【一・三〇】ニュース　【一・四〇】ニュース　【一・五〇】ニュース　【二・〇〇】ニュース　【二・一〇】ニュース　【二・二〇】ニュース　【二・三〇】ニュース　【二・四〇】ニュース　【二・五〇】ニュース　【三・〇〇】ニュース　【三・一〇】ニュース　【三・二〇】ニュース　【三・三〇】ニュース　【三・四〇】ニュース　【三・五〇】ニュース　【四・〇〇】ニュース　【四・一〇】ニュース　【四・二〇】ニュース　【四・三〇】ニュース　【四・四〇】ニュース　【四・五〇】ニュース　【五・〇〇】ニュース　【五・一〇】ニュース　【五・二〇】ニュース　【五・三〇】ニュース　【五・四〇】ニュース　【五・五〇】ニュース　【六・〇〇】ニュース　【六・一〇】ニュース　【六・二〇】ニュース　【六・三〇】ニュース　【六・四〇】ニュース　【六・五〇】ニュース

夜　【七・〇〇】子供の時間（養北）青柳人形の唄ダヤサ　【七・一〇】ニュース　【七・二〇】ニュース　【七・三〇】ニュース　【七・四〇】ニュース　【七・五〇】ニュース　【八・〇〇】講演（東京）　【八・二〇】ラヂオ時局講座（東京）　【八・四〇】講演（東京）　【九・〇〇】講演（東京）　【九・二〇】ラヂオ時局講座（東京）　【九・四〇】講演（東京）　【九・五〇】ニュース　【十・〇〇】ニュース　【十・一〇】ニュース　【十・二〇】ニュース　【十・三〇】ニュース　【十・四〇】ニュース　【十・五〇】ニュース　【十一・〇〇】ニュース　【十一・一〇】ニュース　【十一・二〇】ニュース　【十一・三〇】ニュース　【十一・四〇】ニュース　【十一・五〇】ニュース　【十二・〇〇】ニュース

## 忠良な國民になれ

### 蘭陽に光る大福部落

宜蘭郡下の總數部落のうち最も新に先つて作られたのは出來たて大福部落である、同部落は昭和十二年三月に編成された

◇組　織

一、皇國精神の高揚を圖り國民道義の確立に努め皇運を扶翼し奉らんことを期す

二、教育文化を進め公民的訓練の徹底を期し以て文化の向上に努む

三、衛生及保健生活の改善を圖り體力の増進に努む

四、隣保相扶の美風作興に努む

五、勤勞を重んじ生活を改善して明朗なる部落の建設に努む

◇部落訓

一、我等は皇國臣民の自覺を以て忠良なる日本國民となりませう

二、國旗を敬ひ國歌には必ず起立しませう

三、お互に挨拶を交はし禮儀を重んじ部落を美しく作りませう

四、勤勞を尊び各自の向上に努め樂しく働きませう

五、お互に力を合せ部落の發展を圖りませう

といふ樣な部落と生活を營む



## 五十歳以下の者を國民化運動に收容

### 頭分の三高潮

【內地電話】新竹州下各郡守會議では"皇民化"は先づ國語の普及から"をモットーに他本島人を收容する皆國民化運動を展開し相當な成績を擧げて來たが、より一層の國語普及を圖る爲め五十歳以下の者を收容して國語講習會を開催することゝなつてゐるが、目下各郡守が部内の實施場所の選定に腐心中である

## 新體制下の科學と文化

新體制實際運動家の立場より！

### 指導部確立の條件

羽生三七

### 中核組織への提言

尾崎陞

### 菊池寛

### 獨逸の演劇統制

在伯林　邦正美

### 蘭印の石油資源

國勢調査の意義……望月敬之

南進政策と米國（日本の評判）

新體制記

七・七禁令と歸還兵……高見澤由良

農會技術員の記……吉田十四雄

科學話題

### 話の屑籠

鯨の乳房・寺尾新

性別決定の鍵・今井喜孝

### 科學教育と私

學窓夜話　富塚清

### 官統帝遺聞

特別讀物　小田嶽夫

### 空瀾先生

### 辰野隆

### 東京名所淺草寺

（眞人岡戸が淺草寺を中心に古い江戸の退廢を繰り擴げる！）岡鷹

### 監督の立場

三宅大輔

### 人物紙芝居

## 隨筆

大村一藏……蘭印の石油は世界注視の焦點だ！正當な認識を把持せよ！

（短歌）產院　高田浪吉

（短歌）友……片山廣子

（俳句）露朝　中塚一碧樓

（俳句）晩夏　星野立子

原色版口繪・藤田嗣治　從兄藤田嗣治・岡田八千代

何月何日何處の人物が何故に何處の人中に何處で八百屋に化けて出現したか！

## 文藝春秋社發行

東京市麹町區丸ノ内三〇六七一番振替東京一四九〇番

## 文藝春秋

## 座談會

## 政策と社會教育の確立

小田成就・城戸幡太郎・桐原葆見・鈴木舜一・小林秀雄・志村義雄・杉野忠夫・留岡清男

【此處に論じられてゐる社會教育の問題は机上の空論ではない！實際家の體驗の叫びだ！】

## 國民組織の基本問題

戸澤鐵彥

【國民組織に關して最も本源的な問題は何か？萬人必讀の快文字】

## 勤勞のよろこび

天野貞祐

## 國難打開と外交

鹿島守之助

【新體制下の外交は斯くあれ！】

## 文化各面の要望

【當事者達の疑問と要望は文化政策具體化に寄與するだらう】

劇場人の立場から……澁澤秀雄

美術について訊く……宮田重雄

映畫統制への疑問と希望……岩崎昶

文壇の一人として……阿部知二

音樂界からの要望……増澤健美

今後の出版界……岩波茂雄

## 輯特

## 新體制と文化の危機

### 文化のために

島木健作

### 農村文化の

### 都市文化の

### 危機

岸田國士

## 創作

### 警笛

丸山義二

### 草山水

室生犀星

### 朝市

伊藤永之介

### 心情の理論

（文藝時評）高見順

## 人物紙芝居

澤村克人　奥村喜和男　犬養健　小畑忠良　富達夫　松本重治　久坪保雄　大川三雄

## 月刊別冊特價十七錢


## エナルモン

エナルモンは、男性ホルモン分泌機能減退せる臓器を賦活し、新陳代謝をたかめ萎弱せる諸臓器を賦活し、男性ホルモン不足による諸障碍を輕快ならしめ、以て精神的・肉体的活動を活潑ならしむ。

初老期の……頭痛、疲勞倦怠感、活力減退、肩凝、高血壓、能率低下……

更年期の……睡眠障害、眩暈、耳鳴、腰痛、心悸亢進、肢端知覺異常……

青壯年期の……神經衰弱、病氣恢復期……

【用量】一回一―二錠一日三回内服

【效能】一〇錠（二圓五〇）　三〇錠（六圓）　一〇〇錠（一七圓）

エナルモン

男性ホルモン

## オバホルモンパスタ

女性ホルモン外用劑として内服劑と同樣の作用を營むと共に皮膚の艶澁、指掌角化症、面皰、美肌等に奬効す。

一〇g（三圓）　三〇g（七圓）

## オバホルモン

女性ホルモン

(オ)バホルモンは卵巢機能を活潑ならしめ、月經を調整すると共に月經前後の不快症狀を消失せしむ。また衰弱せる諸臓器を賦活し、所謂更年期障碍に老衰現象を解消す。又乳汁分泌不足に用ひ分泌量を増加せしむ。

月經不順……月經過多、月經異少、月經前後の下腹痛・腰痛、結婚期前後の神經衰弱。

更年期の……頭痛、眩暈、疲勞倦怠感、食慾減退、四肢・腰部冷感等。

【用量】一回一―二錠一日三回内服

【價】一〇錠（一圓）　三〇錠（二圓五〇）　一〇〇錠（六圓）

【價】一〇錠（一圓五〇）　三〇錠（四圓）　一〇〇錠（一三圓）

五百單位　三〇錠（一圓五〇）　一〇〇錠（四圓五〇）　三〇〇錠（一三圓）

一〇〇〇單位　三〇〇錠（二〇圓）

※外に注射液・軟膏あり

製造元　大阪市道修町　武田長兵衛商店

開東代理店　東京市本町　小西新兵衛商店

製造元　川崎市大宮町　帝國社臓器藥研究所

40(1)1098

# 殊勳甲に輝く榮譽

## 手紙に殘る子煩惱
## 神速部隊長の半面
### 小林一男少將の未亡人は語る

【京城二十五日發同盟】神速部隊長として部下の歿後も勇戰奮闘を續けて遂に昭和十四年二月二十一日頭部貫通で壯烈戰死を遂げた小林一男少將の未亡人は二十五日午後一時少將の三男一男君（三）を連れて京城驛に下車、中繼ぎの釜山驛で釜山在住の少將令兄小林明治二郎氏と共に京城に向つた、少將は明治二十年生、陸軍士官學校卒業後十五年間參謀畑を歩み

七年支那事變勃發と共に第十師團參謀として出征、昭和十三年二月出征したものの武勳赫々たる數々の戰功を擔つて遂に戰死を遂げたもの、未亡人は少將の遺骨を抱いて京城驛に降り立つや、出迎への人々に取り圍まれ、感慨無量の面持で

「主人の戰死の報に接した時は、悲しいと云ふよりも、主人の名譽を思ひ、嬉しい氣持でした、主人は軍人として本望を遂げたのですから、私は主人の名を汚さぬ樣に、主人の遺志を繼いで、この子を立派な軍人に育てたいと思つて居ります」

と、傍らの一男君の頭を撫でながら語つた

### 生きてゐても殊勳甲
## 柴有時中佐を偲び
### 感慨深き當時の荻洲部隊長

【京城二十五日發同盟】大飛出發の際から武勳赫々、軍旗奉護の重責を負つて、常に部隊の先頭に立つて奮闘、軍旗と共に凱旋、歿後二階級特進して陸軍中將に進級した柴有時中佐の未亡人は二十五日午後一時京城驛に降り立つや、出迎への人々に取り圍まれ、感慨無量の面持で

「主人の戰死の報に接した時は、悲しいと云ふよりも、主人の名譽を思ひ、嬉しい氣持でした、主人は軍人として本望を遂げたのですから、私は主人の名を汚さぬ樣に、主人の遺志を繼いで、この子を立派な軍人に育てたいと思つて居ります」

と、傍らの一男君の頭を撫でながら語つた

柴中佐の部下で北支の第一線に活躍中の荻洲部隊長は二十五日午後一時京城驛に下車、出迎への人々に取り圍まれ、感慨無量の面持で

「柴中佐の部下に居つたのは一昨年十月から昨年の八月までで僅かに九ヶ月の間でしたが、あの男が戰死を遂げたと聞いた時は、實に殊勳甲の軍人らしい戰死だつたと感じました、あの男は生きてゐても殊勳甲の軍人でせう、あの男の戰死は軍人として本望を遂げたものと思ひます、あの男の戰死の報に接した

# 祭典奉祝體育會
## 十月廿六日から開始

官より感謝狀との關係あり即十一時終了して式場整理

卓蘭道路復舊

## 新化軟式野球

## 續快男子 (155)

大島伯鶴 演
今村恒美 畫

## 棋士の出場

鈴木門下の俊才島村五段

評解 七段 瀬越憲作

## 本社主催 日本棋院 五人抜敗退碁戰

（第七局ノ一）

## 羅東青年校

秋晴れの日査閲

## 臺日漢詩壇

## 鼻と腦とは

## 鼻病には

## シオノギ

## 慢性や悪性の淋疾病者に此藥！

## 結核予防に

## ヤマニン注腸法

## ジエルゼーデマン

## 救急身護要藥

## 仁丹は獨特の

## 仁丹は疲れを恢復して